

～交通安全 & 防犯講習会～

● 安心・安全な街づくりに向けて

防犯防災部会は、令和7年3月1日、昭島警察署の担当官をお招きして、交通安全(自転車運行にかかわる交通法規)及び、防犯(特殊詐欺事案の実態等)の2点について講習会を開催しました。

自転車運行について守るべきルールがあります。手軽で便利な乗り物の自転車も車道左側通行が原則であり、歩道走行には①～③を守りましょう。

- ① 自転車可の標識がある道路。
- ② 13歳未満、70歳以上並びに身体不自由な者。
- ③ 安全確保のためやむを得ない場合に限り例外として認められているもので、車道寄りを安全な速度で走行し、歩行者の通行を妨げてはいけない。

一時停止の標識や表示を順守し、飲酒運転及びスマホ等のながら運転は厳禁です。ヘルメットの着用が身を守ります。



昭島警察署管内で認知された特殊詐欺事案は令和4年14件、5年22件、6年25件と増加しており被害金額は4,710万円にのぼります。

これらの数値は警察が認知しているものであり実際の被害は2倍3倍あるのではと推察します。

銀行員、警察官、市役所職員等を騙り言葉巧みに個人情報聞き出します。

預金情報まで聞き出されてしまった結果、身の安全のために転居を余儀なくされた事例まで発生しています。

固定電話は常に留守番設定にする、防犯カメラ、窓ガラスには防犯フィルム、センサーライトの光、防犯砂利の音は防犯対策として有効です。

防災防犯部会では、「講習会」に加えて、「青パト巡回」による地域防犯活動を通年行い、また自治連第5及び第6ブロック内の各自治会様の協力をいただいて「防災訓練」を実施しています。

地道な活動ではありますが令和7年度も引き続き企画・実施いたしますので市民の皆様のご参加をお待ちしています。